

河川整備計画基礎案整備シートに係る

平成 17 年度事業の進捗点検についての意見

2006 年 8 月 31 日

淀川水系流域委員会

河川整備計画基礎案整備シートに係る
平成 17 年度事業の進捗点検についての意見

目次

計 画	- - - - -	1
環 境	- - - - -	5
治 水	- - - - -	17
利 水	- - - - -	39
利 用	- - - - -	43
維 持	- - - - -	49
ダ ム	- - - - -	51

計画

【計画】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系
<平成17年度事業進捗報告への意見> <p>河川レンジャー制度が提言や意見書の趣旨に沿って試行されているかどうかを全般的および具体的に点検し、つづいて各河川事務所の進捗に対する意見を述べる。</p> I 全般的課題 <p>河川管理者が「新たな河川管理」への転換を目指して本制度の重要性を理解し、意欲的にその実現に向けて取り組んで来たことは高く評価できる。</p> <p>河川レンジャー制度は、近畿地方整備局の「住民との協働」「合意形成を目指す」という「新しい河川管理」の趣旨に適った最重要課題の一つである。現時点では、近畿地方整備局管内の各河川事務所で河川レンジャーに関する個性ある取り組みが行われているが、本格実施に向けて、引き続き試行の成果や反省点をフィードバックし、選任された個々の河川レンジャーの資質向上や、制度としての完成度をさらに高める不断努力が重要である。</p> <p>しかし、現在のところ河川レンジャー制度の進捗状況を点検するための資料が委員会に十分に提供されていない。とくに、試行の中で明らかになった課題と試行の成果の具体的報告が不可欠である。</p> <p>よりよい制度の実現に向けて、今後、最新の取り組み状況を委員会に報告することが求められる。また、河川レンジャー制度を成功させるためには、河川レンジャーが誇りをもって任務にあたる体制を築く必要がある。河川管理者はこのための社会的環境や具体的な身分確認などについて整備する必要がある。</p> II 具体的課題 <p>(1) 研修 河川管理者は、採用した河川レンジャーに河川レンジャー制度の趣旨と河川レンジャーの役割を理解させるため、河川レンジャーの募集時と就任後に実のある研修を実施する必要がある。また、就任後一定期間を経過するごとに、さらに見識を深めるためのフォローアップ研修が求められる。</p> <p>(2) 活動拠点 河川レンジャーの活動拠点は、当面は既設設備(淀川資料館やウォーターステーション琵琶等)としているが、流域住民と河川管理者との情報の共有・連携のために、市町村の地域に密着した公民館や自治会館などを住民参加の場として活用することも検討する必要がある。また、開かれた場としての「流域センター」構想を速やかに実現する必要がある。</p> <p>(3) 処遇 河川レンジャーの多様な活動形態およびそれに応じた身分と処遇(報酬等を含む)を含めて、本格的な制度の確立のためのさらなる検討が必要である。</p> <p>(4) 広報 河川レンジャー制度に関する社会の認知度はまだまだ低い。優秀な人材を確保するためにも広報を有効に行うことが重要である。</p> <p>(5) 管理者の認識 すべての関係職員が河川レンジャーの存在意義について充分理解していないと趣旨と制度が活かされない。また、活動の持続性が失われるおそれがあるため、管理者の認識の継承が重要な課題である。</p> <p>(6) 活動範囲の拡大 河川レンジャーの活動範囲は当面指定区間外区間とせざるを得ないものの、河川および流域社会</p>			

の連続性にかんがみ、河川管理者は関係自治体と連携・協働し、活動範囲を流域全体へ拡大すべきである。

(7) 住民への取り組み

河川レンジャー制度には、住民参加をより促進させる効果があり、関係住民の意見が河川管理行政に大いに反映されることが期待される。河川レンジャー制度が流域住民と河川管理者との信頼関係の構築、連携、合意形成に向けたコーディネイトをめざすため、河川管理者とともに住民の意識を高めることが重要であり、そのための具体的な取り組みが求められる。

Ⅲ 地域の課題

(1) 琵琶湖河川事務所管内

河川レンジャーの活動範囲を当面指定区間外区間としているが、滋賀県の理解と協力のもと琵琶湖に接続する全ての河川・内湖・水陸移行帯など、広く琵琶湖流域において活動できるようにすることが必要である。

選任された河川レンジャーによる試行的活動の成果と問題点をアドバイザー委員会にフィードバックし、他の管内の事例を参考にしつつ、琵琶湖の特性を生かした形で河川レンジャーの資質や制度としての完成度をさらに高める不断の努力が課題となる。

(2) 淀川河川事務所管内

淀川河川事務所では、平成 15 年度から伏見出張所管内、平成 17 年度からは福島出張所管内において河川レンジャーを選任して試行した。この試行から得られた成果などを「淀川管内河川レンジャー検討懇談会」に諮りつつ実施に向けての取り組みが行われた。なお「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領(案)」がつけられたが、これらの実践活動は流域委員会が提起した問題点を良く踏まえており評価できる。

(3) 木津川上流河川事務所管内

木津川上流河川事務所の河川レンジャーの活動内容を基本的に防災面に基軸を置き、環境学習、動植物の保全活動、不法投棄の監視、河川利用者への安全指導など「河川管理の支援」と位置づけたことは評価できる。

管理区域が広域にわたることから、主要河川流域を基準に数ブロックに分けて河川レンジャーを配置する必要がある。当面の活動拠点を上野地区と名張地区の 2ヶ所に置くことを想定しているのは妥当である。

今後は、河川レンジャー検討懇談会を早期に設置し、具体化に向けて検討する必要がある。

(4) 猪名川河川事務所管内

河川レンジャーに関する基本的な考え方や河川レンジャーの活動の目標・役割などを明確に示し、そのうえで管内の河川レンジャーの特色を出す必要がある。とくに活動拠点の確保を早急に進めるべきである。

環境

【環境】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-1 (庭窪地区)	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>平成 18 年から 20 年にかけて庭窪取水施設の更新が行われることとなっているが、新取水口の位置等によっては環境に与える影響が大きい。このため、平成 16 年に設置された庭窪ワンド環境保全検討会の検討に基づいて、同施設はワンド番号 24 号の中央部に設置されることとなった。</p> <p>1)このような事前調査に基づいた影響の軽減策を検討した上で、計画を実施し、その結果をモニタリングするという順応的管理体制は望ましいものである。</p> <p>2)城北ワンド群の再生と同様に、庭窪ワンド群の再生も緊急を要する課題であり、上記施設の工事終了後速やかに実施可能なように全体計画を立案すべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-2 (楠葉地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>この地域のワンド群の再生は、失われた楠葉ワンドの再生を目標としている。しかし、現在下流の城北ワンド群では、淀川のシンボル種であるイタセンパラをはじめとする希少種が絶滅の危機に瀕している。これは、城北ワンド群が湛水域にあり、流水による攪乱が少ないことに起因すると考えられるので、流水域に位置する楠葉ワンド群の再生は、これら希少種の保全のため非常に重要である。</p> <p>1)現在再生された楠葉 1 号ワンドでは、堆積傾向が著しい等、改善の必要がある。今年度 1 号ワンドの環境改善を行うとともに 3 号ワンドを整備することは望ましい。</p> <p>2)ワンドは複数のワンドが連なることにより、多様な環境が形成され、生物多様性が豊かになることから、楠葉ワンド群としての再生が重要課題である。この意味で将来 4・5 号ワンド等を整備することは妥当である。また、楠葉砂州上のたまりの再生も同時に重要な課題と考えられる。</p> <p>3)かつての楠葉ワンド群はオグラヌマガイの模式産地であり、本種をはじめとする二枚貝の生息環境の復元やこれらの二枚貝と共生するイチモンジタナゴやイタセンパラのほか、アユモドキなどワンドに本来生息していた希少魚類をはじめとする生物が生息可能なワンドを目指して、ワンド群の再生を行うことが望ましい。</p> <p>4)今後、各ワンドをモニタリングしながら生物相が良好に維持されるようにすることが重要と考えられる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-4 (鵜殿地区)	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(鵜殿地区)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>鵜殿地区のヨシ原は規模が大きいことや筆築(ひちりき)の材料として現在も活用されるなど、伝承文化面からも保全の価値は高い。しかし、近年本川の河床低下に伴う水位低下により高水敷の冠水頻度が激減し湿性環境が失われ、ヨシ原は急速に衰退しつつある。</p> <p>1) 試験施工されている一部地域ではヨシを主とする湿地性植物群落が回復し、オオヨシキリの営巣が見られるなど望ましい環境が再生されつつある。現在行われつつある高水敷の切り下げは評価できる。</p> <p>2) 河川敷切り下げについては、これまでの施工結果をモニタリングし、その結果を評価しながら現計画に反映するという順応的管理手法が重要である。また、有効なモニタリング手法についても検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-5 (赤川地区)	5.2.1(1)	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>赤川地区はかつてたまりなどが多数存在し、イタセンパラなど魚類も多かったことから、水域の再生は淀川の生物多様性の保全上重要な意味をもつ。</p> <p>1) 平成16年度から平成18年6月の第1期工事は望ましい方向で事業が行われたと評価する。</p> <p>2) 流水環境の確保が希少魚類(イタセンパラなど)の保護対策に効果があると考えられるため、モニタリングも含めて第1期工事の結果を総括し、今後の工事に活かすことが求められる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-14 (野洲川河口[砂州含む])	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口【砂州含む】)	野洲川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 検討されている横断方向の河川形状の修復は高水敷から低水路に向かって水制工を敷設するというものであるが、治水への影響について再検討が必要である。</p> <p>2) 中州は植生に覆われると洪水時の土砂が堆積しやすくなってますます高くなっていき、同時にみお筋の深掘れを招くので、樹木は大きくならないうちに除去し、州の高い部分は維持浚渫をする必要がある。</p> <p>3) 水制工を設けることによる河川形状の変化とそれに伴う動植物相の遷移を工事が始まる前からモニタリングし、その効果を評価する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-15 (下加茂地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復方法等の検討について(下加茂地区)	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)現状では、左岸側を掘削してヨシ・オギで覆われる緩傾斜地化を図るのが望ましいが、川幅の半分近くを占める運動場の縮小が課題である。</p> <p>2)縦断方向の連続性改善をも視野に入れて、上流の池田床固の撤去と下流の久代北台井堰の改修について検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-2-16 (下河原地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復方法などについて検討(下河原地区)	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)河川敷の幅が広いので、ヨシ・オギ原の回復を目指して、全体を冠水し易いように切り下げ、内川・箕面川の合流を考慮しつつ、右岸側に偏ったみお筋の適正化を検討すべきである。</p> <p>2)河床切り下げを予定している北河原地区(シート:環境-17-13)との縦横断地形の整合性・一体性を考慮する必要がある。同時に三ヶ井井堰の改築(縦断方向の連続性)も検討課題である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-5	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	瀬田川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)瀬田川本川と流入支川との生物移動の連続性を維持するために篠部川との合流部においてボックスカルバートを設置して水位・水流の連続性を確保する工事を実施したことは評価できる。</p> <p>2)魚道については、本来そこに生息する魚種のうちから魚道評価に適切な魚種を選定し、工事前後にモニタリングを行い、その魚種の遡上・降下の程度を評価すべきである。またより効果的な魚道の開発を促すため、モニタリング結果は速やかに公表する必要がある。各地で魚道が設置されているので、それらの効果について調査し、形状を選定する必要がある。</p> <p>3)魚類を含めた生物の生息状況の調査については、水辺の国勢調査等によるモニタリングの見通しが提案されているが、市民参加型のモニタリング手法も取り入れる必要がある。</p> <p>4)魚類の遡上・降下に関する課題では、現状において最適解と思われる構造で事業を進め、地域住民の参加のもとにモニタリングを継続しながら構造の改良を含めて、弾力的に維持・管理をしていくことが肝要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-6	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	野洲川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 遡上・降下に有効な魚道の構造に関する検討と実施について、水陸移行帯ワーキンググループの意見を聞きながら検討していることは評価できる。</p> <p>2) 魚道については、本来そこに生息する魚種のうちから魚道評価に適切な魚種を選定し、工事前後にモニタリングを行い、その魚種の遡上の程度を評価すべきである。またより効果的な魚道の開発を促すため、モニタリング結果は速やかに公表する必要がある。</p> <p>3) 各地で魚道が設置されているので、それらの効果について調査し、形状を選定する必要がある。</p> <p>4) 魚類の遡上・降下に関する課題では、現状において最適解と思われる構造で事業を進め、地域住民の参加のもとにモニタリングを継続しながら構造の改良を含めて、弾力的に維持・管理をしていくことが肝要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-7	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 既設ダムにおける生物移動の連続性の回復は重要な課題であるが、方策如何によっては新たな環境問題を生ずる恐れがあるので、慎重に検討すべきである。</p> <p>2) 瀬田川洗堰の魚道については、琵琶湖固有種への影響も考慮して、慎重に検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-8	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)(堰・床固)	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 上津島床固は落差が小さいので、現状でも魚類の遡上・降下は可能である。</p> <p>2) 魚類の移動の連続性を確保するために、老朽化した三ヶ井、高木、久代北台井堰の改善が急がれる。</p> <p>3) 改善に際しては、事前に各井堰による魚類の移動阻害の現況調査が必須である。</p> <p>4) 従来の魚道は主としてアユを対象にしているが、フナやコイの稚魚、モクズガニなどの甲殻類も対象にする必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-9	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)(空港川・余野川合流部)	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>空港川および余野川の合流部については全断面魚道の採用が望ましく、緩傾斜あるいは小落差で本川との合流を図るべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-3-10	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	木津川上流
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)魚道の改良については、遡上データなど具体的な資料が報告されたことは評価できる。「木津川上流河川環境研究会」等の検討を踏まえ、堰管理者の理解を求め協力を働きかけるなど進捗が認められる。堰管理者、流域住民、NPO等も加わって合意形成の場を設けようとする方向性は適切である。</p> <p>2)平成16年度に流域委員会が指摘した「魚道に代わる河床構造への改良」については、なんら具体的な方針が提案されていない。魚類の遡上・降下阻害については、堰の魚道改良のような対症的対策とともに、委員会が求める河床構造の見直しや、取水量・放水量管理等の抜本的な対策も視野に入れて検討することが望ましい。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-4	5.2.1	湖と河川や陸域との連続性の確保と修復(滋賀県と連携・調整)	流入河川・琵琶湖
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)滋賀県と連携・調整して、湖と河川や陸域との連続性の確保と修復を検討していることは、望ましい琵琶湖と内湖という視点から評価できる。しかし、このプロジェクトだけでは琵琶湖と内湖を回遊する魚類の回復は難しい。内湖定住型・回遊型の魚類の復活を次の目標にすべきである。</p> <p>2)同様のプロジェクトを展開している滋賀県や農水省、農業用排水路を維持管理している土地改良区等の管理者とも連携する必要がある。</p> <p>3)琵琶湖沿岸には類似の環境が多数あるので、多地点で応用できる低コストの方法も工夫すべきである。</p> <p>4)今後、生物多様性に配慮した湖岸修復に関するマニュアル・ガイドラインの作成を検討すべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-5-1	5.2.2	水位操作の検討(淀川大堰)	淀川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>淀川大堰の水位操作に関しては、4月から6月にかけての湛水域ワンド群の環境改善対策としての試行操作と新規利水を目的としたフラッシュ操作が行われている。</p> <p>1) 試行操作については、ワンドの水位に変動をもたらすとともに、水質改善にも効果が認められる。今後さらに効果を高める検討を継続すべきである。</p> <p>2) 出水時の水位上昇・下降など自然に近い状態での人為的水位変化を試行することについては、積極的に実施し、効果を把握する必要がある。</p> <p>3) 平成 17 年度は試行操作を実施しなかったが、このことがブラックバスなど外来魚を急増させ、イタセンパラをはじめとする在来種が激減するなど多大な影響を与えた可能性がある。なお、人為的水位変化が在来種とともに外来種の増殖に及ぼす影響調査が必要である。</p> <p>4) フラッシュ操作については、環境改善への効果が期待されることから積極的に実施するとともにその効果を把握することが必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-5-2	5.2.2	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	瀬田川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 現行の操作規則のもとでの試行であるため、非洪水期(6月16日から10月15日までを除いた期間)に、常時満水位と夏期制限水位(一次)−20cmの間での試行という限界はあるものの、すでに3年以上にわたってモニタリングを行いつつ琵琶湖水位の試行操作を続けてきたことは評価できる。ただ、主にコイ科魚類のモニタリングが中心で、この時期の他種への効果については十分明らかとはなっていない。期間が限定され、しかも水位変動の幅も強い制約条件のもとで行われたものであり、「水位操作の検討」というには不十分である。対象種を広げ、洪水期を含む年間を通じた操作管理へ発展する計画を立てるべきである。</p> <p>2) 低い水位の長期化を抑制する方策を検討するとしているが、実施の検討はなされていない。「低い水位」や「長期化」がどの程度を意味するかを明確にして、環境への影響を評価できる事業の試行操作を実施すべきである。</p> <p>3) 降雨の多い年と少ない年のデータが相当蓄積されていることから、今年度末を目処に、環境、治水、利水についての整理を行い、試行の効果とその限界等について中間評価を行う必要がある。その際、今後、操作規則を変更するとした場合に必要な調整や具体的プロセス、課題についても整理・検討の必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-9-1	5.2.4	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討	-
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>委員会の提案に基づいて、水質汚濁防止連絡協議会を発展させ、新たに住民活動や水質等に詳しい有識者が参加する琵琶湖・淀川流域水質管理協議会を設置し、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して河川への流入総負荷量管理を図るとしたことを評価する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 上水水源としての河川の水質管理を濃度規制である環境基準の達成のみでは不十分とし、面源負荷の抑制など河川の流入総負荷量管理へと発展させようとしていることは適切である。 2) 水質管理に生物の生息環境の保全も視野に入れたこと、流域全体で取り組むための意識改革をめざして住民にわかりやすい水質目標を設定したこと、関係機関の連携強化のための水質データの共有化を図ったことなどはいずれも適切である。 3) 小規模事業者、産業廃棄物処分場、ゴルフ場などからの有害汚染物質を含む排水についても関係機関と連携・調整し、水質事故の防止・対処の強化に取り組むことが重要である。 4) 汚濁負荷削減には、住民・住民組織などの参加と、河川管理者、関係機関、自治体との協働が不可欠である。今後の取り組みの過程、成果、問題点などの情報を公開し、住民・住民組織などの幅広い参画の機会づくりと、それらへの支援が重要である。 5) 猪名川流域水環境管理ワークショップ、木津川上流水環境ワークショップなどが開催され、協議会設置に向けての準備が進められているが、地域的な問題点の抽出とその対策の検討が必要である。 6) 「琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会の水環境に関する分科会のなかで琵琶湖・淀川流域水質管理協議会の具体的枠組み等を検討する」としているが、具体的な内容をより明確に示す必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-10-1	5.2.4	琵琶湖における機能把握の調査や試験施工について検討(家棟川ビオトープ事業)	琵琶湖
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>流域委員会が平成16年度に指摘したビオトープ整備計画が具体的に提示されていないことは評価できない。しかし、工事内容およびモニタリングの方法等について説明がなされていることや、内湖の再生、そして新たに創出された抽水植物帯を利用し琵琶湖への栄養塩の流入負荷を削減しようという計画の方向性は評価できる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 栄養塩については削減目標値を明確に示し、事業効果が客観的に判断できるようにすべきである。また栄養塩の削減については、現在のビオトープ内の生物相調査、および汚濁負荷量の季節変動の調査を当分の間継続し、効果的な運用を議論する必要がある。 2) 良好な水辺環境の創出については、既存の内湖の生物多様性に関する資料等を整理し、貴重植物や魚類、鳥類など可能な分類群については、具体的な復元目標となる種や種数等を設定し、モニタリングを継続・評価を行い、結果を事業にフィードバックする必要がある。 3) 健全な在来魚類群集を維持するためには、今後の維持管理において、オオクチバス、ブルーギル等、侵略的外来魚について適切な管理を行う必要がある。 4) 専門的な調査とともに市民参加による調査を行い、市民参加型の維持管理手法について検討するなど、より広範な成果が得られるよう検討すべきである。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-11-1	5.2.4	琵琶湖北湖の底層水質及び湖棚の有機堆積物の状況の把握のための調査	琵琶湖
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 「湖底の溶存酸素 (D0) 回復現象とその影響」については、以下に述べるような環境変化が懸念されているため、暖冬年・多雪年の 80m 以深における D0 と水温変化を含めたデータを検討するとともに、仮に融雪水供給が止められる状態が継続する場合の長期的影響についてもさらなる調査検討が必要である。なお、水温成層期に融雪水が深底部に流入した場合には、湖底直上水の貧酸素化が大きく改善される可能性は高いと考えられる。</p> <p>a) 鉛直循環流が D0 の回復の主なメカニズムであったとしても、姉川流域の積雪の相当部分が永続的に琵琶湖に融雪水として流入しない場合、湖の生態系に不可逆的な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>b) 1990 年代初頭から琵琶湖の湖底には硫化水素をエネルギー源とする硫黄酸化細菌(チオプロローカ)が広範に分布していることが知られ、また 2002 年には、深層水中にマンガン酸化物構造体(メタロゲニウム)が広く分布していることが発見された。これらは琵琶湖の深層に貧酸素層が広がっていることを示唆しており、生態系が著しく劣化する可能性が懸念される。</p> <p>2) 「湖底の泥質化」は、流砂供給の量と質、土砂動態、有機物の動態と琵琶湖への流出に大きな影響を及ぼす可能性があるため、さらに調査研究を進めることが重要である。</p> <p>3) 琵琶湖の富栄養化のメカニズムの解明と琵琶湖環境に負荷を与えない施策が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-12-4	5.2.4	既設副ダムの継続活用	室生ダム、布目ダム
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 副ダムの主目的は貯水池への流入土砂の軽減を通じてのダムの延命にあるが、副ダムによる削減量は流入量の一部に過ぎず、抜本的な対策にはなり得ない。</p> <p>2) 副ダムによる栄養塩除去効果は限定的である。栄養塩除去を主目的とする副ダムの建設には慎重な検討が必要である。</p> <p>3) 副ダムの堆積土砂の浚渫においては、シルト・粘土等の微細な鉱物粒子や有機物の流出、水中への栄養塩の回帰が懸念される。</p> <p>4) 副ダムによる新たなレクリエーション空間の創出には、河川利用の理念からも疑義がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-16	5.2.5	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>ダム等による土砂移動の遮断を解消するための方策を検討することは重要な課題であり、当面の具体策として河道における土砂移動のモニタリング調査の実施や透過型砂防堰堤についての検討を取り上げたことは適切である。</p> <p>モニタリング調査については調査手法の改善が必要であり、透過型砂防堰堤については効果的な構造の検討が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-5	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する(木津川上流)	木津川上流
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) オオサンショウウオの種としての希少性が理解され、保全措置に多大な努力が払われつつあることは一定評価する。今後も本種を河川食物連鎖系の頂点に位置する種として、他の生物を含めた河川生物群集の全体を保全する方向で、モニタリングを行いながら、その結果をフィードバックすることで生息環境の保全・修復策を検討すべきである。</p> <p>2) 現在行われつつあるオオサンショウウオ移転の試行については、事前に環境容量の推定等により移転後の個体群の維持が保障されて後に移転を実施すべきであり、前深瀬川の事例について、この原則が守られていないことは問題である。ダム計画が環境保全の議論に先行した経緯は理解するものの、異例の措置であり、前例として他の地域での事業に普遍化することは厳しく戒めなければならない。</p> <p>3) 今後もモニタリングを継続し、所定の効果が期待できないことが明らかになった場合、復元を含めた計画全体の見直しも視野に入れて調査、検討をきわめて慎重に継続すべきである。</p> <p>4) 本件は、川上ダムの建設と関連しているため、ダムの規模や運用の変更がある場合には、委員会はあらためて意見を述べることとする。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-11	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(高田地区)	藻川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>この地域は自然環境の比較的良好な場所であり、以下の事項について考慮すべきである。</p> <p>1) この地域における保全目標を設定し、その実現方法について検討する必要がある。</p> <p>2) 全体の切り下げ計画を立案するに際しては、切り下げの試行結果を評価しつつ順応的に計画する必要がある。</p> <p>3) 貴重な動植物が分布している地域は切り下げ施工をできるだけ後にして、保全対象種が少ない地域から試験施工する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-12	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(東園田地区)	藻川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>この地域は自然環境の比較的良好な場所であり、以下の事項について考慮すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) この地域における保全目標を設定し、その実現方法について検討する必要がある。 2) 全体の切り下げ計画を立案するに際しては、切り下げの試行結果を評価しつつ順応的に計画する必要がある。 3) 貴重な動植物が分布している地域は切り下げ施工をできるだけ後にして、保全対象種が少ない地域から試験施工する必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-13	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(北河原地区)	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) かつての猪名川にあった河原環境の再生を行うという目標設定は適切である。 2) 猪名川においては過去の河原環境に生息・生育していた動植物の資料が乏しいために、修復・再生すべき具体的な生態系を構成する指標種が明らかでない。猪名川の河原環境のあるべき姿を早急に検討する必要がある。 3) 保全すべき動植物が分布する地域は保全をしながら再生を行うことが重要で、どの地域からどのような手法で実施していくかという全体計画の中で個別計画の優先順位をつける必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-18	5.2.6	外来種対策について駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入河川・瀬田川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実験結果を現地に適用するには、堰高・流量と魚種の関係についてのデータが必要である。また、音や光による対応効果は小さいとの成果を得ているが、さらに水深の浅いヨシの密生地における外来魚の習性を利用した駆除効果も調べる必要がある。 2) 既往文献から効果的な手法の絞り込みを行う必要がある。 3) 実験と現地では大きく条件が異なるため、堰等ある程度効果の見られた手法について、現地でも並行して試行的に実験を行っていくことを検討する必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-17-19	5.2.6	外来種対策の推進	猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)猪名川は人為的な攪乱が進み、他河川に比較してとくに外来種が多い河川である。</p> <p>2)どの場所でどの外来種を対象として対策を行うのかという計画策定と、実施に際しての優先順位を明確にすべきである。ハリエンジュのように特定地域に分布が限られ、猪名川では侵入初期段階に近い状態の種は早急な対策を行うべきであり、この意味で今回猪名川河川事務所が行っている対策は妥当である。今後根絶に向けた継続的な取り組みが必要である。</p> <p>3)アレチウリに関しては、すでに猪名川ではかなりの範囲に広がっているが、これらの場所が冠水せず攪乱を受けない状態になっていることが問題である。今回は駆除方法として他の植物を含めて一斉伐採を行っているが、この方法の妥当性や効果については検証の必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
環境-20-1	5.2.8	生物に配慮した護岸工法の採用	事例河川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)護岸工事など生物の生息・生育環境を修復・再生することを目的として工事を行うことは評価できる。工法については、モニタリング結果をもとに評価を行うべきである。</p> <p>2)オオサンショウウオの生息環境に配慮して、根固め工に自然石連結工を採用したことは評価できる。</p>			

治水

【治水】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川水系

<平成17年度事業進捗報告への意見>

I 全般的課題

- 1) 住民・住民団体、自治体等で構成する「水害に強い地域づくり協議会」(以下協議会という)を設け、現在各河川事務所管内で現地視察、首長会議、行政ワーキング、意見交換会、勉強会などを意欲的に開催していることを評価する。
- 2) 協議会に目標ごとの部会を設け、担当組織・部局とそれぞれの役割が整理されたが、地域の事情に精通した住民・住民組織の意見を十分に聴取し、施策に反映することが重要である。
- 3) 首長会議や行政ワーキングは形式的なものに終わらないよう、壊滅的被害の回避・軽減、すなわち少なくとも生命の危機の回避と床上浸水の防止の方策を検討するとともに発災時の適切な対応を、できるだけ現場に即して検討すべきである。とくに協議会の成否はひとえに実施機関である行政ワーキングにかかっていると看做しても過言ではない。
- 4) 協議会の成果はできるだけ住民にわかりやすく説明すべきである。

II 地域の課題

(1) 琵琶湖河川事務所管内

- 1) 湖南流域において水害に強い地域づくりのために、国・県・市の関係部局が連携して協議会を設置し早急を実施すべき施策を整理して取り組まれていることを評価する。今後は各施策について達成目標を明らかにして検討し、その成果が計画的に速やかに施行されることを期待する。
- 2) 施策の立案・実施に際しては地域住民や関係者に治水施設の整備の実情と、取り組む「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」諸施策の必要性が理解されることが肝要である。このためにも今後早い機会に住民や NPO/NGO などの代表が協議会に参画することが望まれる。
- 3) 他流域においても早急にこのような協議会が設置され検討が開始されねばならない。
- 4) 流域単位で共通の避難勧告や避難指示の発令基準をもつことは当然であり、策定作業は早期に完了させる必要がある。基準は避難者サイドの視点に立ったものであることが重要であり、このためには、①河川管理者の危険性の判断が明解であること、②これが迅速正確に伝達されること、③対応すべき措置が簡明であること、が肝要である。

(2) 淀川河川事務所管内

- 1) 淀川管内でとくに氾濫の危険性が高い木津川右岸・宇治川、木津川左岸、桂川の3地区において、平成16年度に立ち上げた協議会で、首長会議、行政WG、住民会議(住民勉強会)を実施し、また、住民アンケートの実施により水害に対する意識調査を行うなど、順調に進めていることを評価する。
- 2) 今後、本川右岸、左岸、大阪市内等にも早急に協議会を設立することが望まれる。
- 3) 淀川管内関係市町村全域で、ハザードマップ作成支援とハザードマップを利用した勉強会の促進、避難訓練の実施が望まれる。自治体の作成するハザードマップにおいては、自治体間でのスケール調整や自治体境界付近における情報の共有が望まれる。
- 4) 地下街等のように、想定される被害が甚大もしくは深刻である地域については、管理組合や商店会などとの連携による勉強会などで必要な情報を提供するなど、積極的に関与し、訓練実施に向けて誘導し支援することが肝要である。
- 5) アンケート結果を広報するとともに今後の行政、事業実施に有効に役立てることが望まれる。

(3) 木津川上流河川事務所管内

- 1) 想定外の規模の水害対策について無力であったこれまでの河道内のみを対象とした洪水対策から、「壊滅的な被害を回避する」対策への転換は、当委員会が発足当時より強く提唱していた

ことであり、「水害に強い地域づくり協議会」の設置に向けての取り組みは、そのための具体的施策として高く評価する。また、水防の主体としての自治体の役割を明確に認め「今後は、住民意識の向上にむけ自治体が主体となった会議を実施できるよう働きかける」としていることは適切な方向である。

- 2) 現段階では、いまだ三重県や市行政との意見交換レベルであり、可及的速やかに、目標・組織・構成員などについて検討し、協議会を発足させる必要がある。住民・住民組織によって構成する住民会議(仮称)や行政諸機関との連携の仕組みを構築することがとくに重要である。
- 3) 協議会の今後の運営については、洪水への対応に限定することなく、土地利用や都市計画、まちづくりなどにも反映させていくことが必要であり、また協議会の目指す方向を住民にわかりやすい言葉で伝達し、住民や関係者の理解の向上や認識の共有を図るべきである。

(4) 猪名川河川事務所管内

- 1) ハザードマップの作成は評価できるが、住民にハザードマップの必要性とその内容について説明しておくことが必要である。非常時の避難行動に結びつくようわかりやすく表現し、迅速に周知しなければならない。ハザードマップを作成するだけでなく、住民が自分の住んでいる地盤の高さと浸水深の関係等を理解し、避難行動などに活用することが望まれる。
- 2) 洪水は昼夜を問わないで生じる。昼間と夜間では人間の心理上その対応は異なるので、発生時刻の違いを組み入れた工夫が必要である。
- 3) 洪水実績表示板は目につきやすいところに設置する必要がある。
- 4) 猪名川には多くの排水ポンプ場があるが、破堤の恐れがあるときは調整運転が必要である。
- 5) 「水害に強い地域づくり協議会」では、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流域内保水機能、貯留機能など、具体的な提言をする必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1-2	5.3.1	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	淀川水系

<平成17年度事業進捗報告への意見>

I 全般的課題

淀川流域においては、各河川事務所管内に共通する①意識の啓発、②情報提供、③住民やマスメディア等への洪水情報提供や収集、④浸水実績表示、⑤浸水想定表示、⑥避難誘導體制等の整備、⑦避難訓練等、⑧情報伝達体制等の基盤整備のメニューが掲げられ、各項目に対する進捗状況が述べられている。また、琵琶湖河川事務所と木津川上流河川事務所は自治体のハザードマップづくりを支援するための⑨災害情報普及支援室の設置を挙げているが、流域内で一貫性のある内容をもつハザードマップをつくる意味から、他の河川事務所においても支援室の設置が望ましい。

ハザードマップを用いた住民説明会は、住民はもちろん自治体職員の啓発においても重要である。過去の災害状況などについても機会あるごとに情報提供することも重要である。

昼夜を問わぬ避難体制の整備や訓練、非常時の自治体や既存の防災組織等と住民への情報伝達体制の確立への支援が求められる。

II 地域の課題

(1) 琵琶湖河川事務所管内

浸水危険度マップを湖南地域の実情に適合した形で活用する方策を行政と住民その他関係者全体で相互学習し周知しあうとともに、避難行動やまちづくりなどに活かす場作りや情報提示の努力を積極的に行う必要がある。

(2) 淀川河川事務所管内

関連市町村と情報共有協定を結びながら実施するという方向性は適切であり、携帯電話の活用による情報提供の方法は望ましい。今後、地下街など想定される被害が甚大もしくは深刻である地域について必要な情報を提供するなど積極的に関与し、避難訓練についても支援することが必要である。

(3) 木津川上流河川事務所管内

情報の周知方法の構築は進んでいるが、さらにハザードマップに基づく浸水危険地域の住民に対する啓発や非常時に対する体制づくりを進める必要がある。

(4) 猪名川河川事務所管内

猪名川流域には多田地区や島の内地区など水害に脆弱な地区が存在し、ソフト対策の充実が必要である。今後もさらに実効性のある対策へ向けた努力を継続する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1-3	5.3.1	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系

<平成17年度事業進捗報告への意見>

I 全般的課題

検討・実施内容として、①水防団支援方策、②自主防災組織の活性化、③防災機関との連携、④広域防災施設整備対策、⑤災害対策用車両の搬入路等の整備、⑥非常用資機材の備蓄、⑦排水機場運用を取り上げ、それぞれの進捗状況を報告しているが、報告内容に不備があり、説明にも意味不明の部分がある。今後、より丁寧な説明が必要であるが、各河川事務所管内とともに以下の事項に留意されたい。

- ①については、高齢化が進む水防団に対する具体的な支援方策を示す必要がある。
- ②の自主防災組織については、名目上存在するだけで実態の伴わないのが多いという実態を認識し、町内会・消防団などと連携し、定期的な訓練や説明会・対話集会を実施して、活性化をはかる必要がある。
- ③の防災機関との連携については、水防管理者および気象台との連携が示されているが、公的防災機関だけでなく、NPOなどの組織との連携をはかる必要がある。
- ④の広域防災施設整備対策については、防災ステーションの活用が取り上げられているが、説明が不十分で、どこまでできているかを示す必要がある。
- ⑤の災害対策用車両の搬入路の整備については、必要な箇所をリストアップするとともに、実施済み・実施予定・実施検討中などのカテゴリーに分け、時間的スケジュールを提示するなどして、進捗状況を報告する必要がある。
- ⑥の非常用資機材の備蓄については、水防用にとどまらず、避難・救助についても考慮する必要がある。

なお、洪水予報・水防警報・水位情報周知河川の指定などは指定区間外区間で進められているが、これらの河川情報は水防災・減災の基礎的な情報であり、水系内の全河川を対象に情報提供する必要がある。

II 地域の課題

(1) 琵琶湖河川事務所管内

- 1) 地域の水災防止の要である水防団の組織力・機動力増強は重要課題であり、水防団との連絡会を開催し、支援の方策などについて検討していることを評価する。今後関係者間で率直な意見交換をし、その成果の大なることを期待する。
- 2) 本地域のように急激に都市化が進んでいる地域の水防体制の一層の充実については、流域事情の変化に即応した新たな水防体制たとえば地域の構成員である企業や建設業者などの協力体制の構築が重要であり、早期実現に向けた検討が必要である。また浸水想定区域住民の水防団への理解を深めることも重要である。

(2) 淀川河川事務所管内

- 1) 「今後、自主防災組織活性化のため、水害に強い地域づくり協議会の中で住民説明会を実施していく」との記述は理解しやすい表現にすべきである。水害に強い地域づくり協議会についても、真に有効な協議会とするには実務者間の日常的な連携が不可欠であることを指摘しておく。なお、桜づつみモデル事業では、非常用資機材として備蓄した土を利用したものであることを明確にする必要がある。
- 2) 排水機場運用(大島排水機場・針ノ木排水機場)については、「運用調整を明記する」か「特例操作事項として操作法を記述する」というのが趣旨と思われるが、何を、どこまで、いつまでにしようとしているのが報告されていないので、意見を述べるのを保留する。

(3) 木津川上流河川事務所管内

名張川防災ステーションの整備などが進展しているが、ソフト面での対策の充実が必要である。

(4) 猪名川河川事務所管内

- 1) 排水機場運用の検討については、「猪名川排水ポンプ場運転調整連絡協議会(仮称)準備会」での調整経緯等、検討作業の大要が報告されたことは評価する。
- 2) 内水を排除するポンプの運転調整(ポンプの停止)については、破堤しないように調整するのが基本であるので、上記準備会で大筋合意された「破堤後の運転調整」は見直すべきである。
- 3) 堤防の危険水位については河川管理者がその責任において判断して決定し、関係者に明らかにすることが肝要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-1-4	5.3.1	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川水系
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>I 全般的課題</p> <p>(1)個人と組織</p> <p>「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」が互いに連動して機能するようにするのが「首長会議」「行政WG」「住民会議」からなる「水害に強い地域づくり協議会」である。つまり、水害への対応者を個人(住民)と組織(機関)に分けると、主役は個人であり、組織は脇役という立場である。換言すれば、住民は常に自らの意思と責任のもとに行動するのであって、機関は住民の洪水に強い街づくりへの参画を主導するのではなく支援・促進する立場に徹するということである。</p> <p>これらは委員会が目指す方向とよく一致しているといえるが、問題は真に有効な「地域で守る」を実施するにはどうすればいいかである。</p> <p>(2)個々の施策</p> <p>整備内容シートによれば、「地域で守る」の内容として、①土地利用の規制・誘導、②建築物耐水化、③流域内保水貯留機能の強化の3つを挙げている。</p> <p>①の土地利用の規制・誘導では、河川管理者は危険地域図の作成・公表あるいは安全地域の表示を支援し、自治体が作成・公表・表示を実施し、住民が自主的に判断して適切な土地利用をするということになる。氾濫原における盛土構造の道路や鉄道などによる二線堤機能を踏まえた安全な土地にするのも自治体などの管理者で、河川管理者は支援することに留まろうとしている。このこと自体は適切であるが、強力に支援する努力を惜しんではならない。</p> <p>②の建築物耐水化では、水道や電気等のライフライン施設や重要公共施設の耐水化について各管理者を支援するとしているが、住民を対象としたものについては、ピロティ建築や盛土の例を紹介しているのみで、より具体的な支援策を示す必要がある。</p> <p>③の流域内の保水貯留機能の強化については、緑地・透水性舗装・市街化調整区域の規制などの保水機能の確保と、調節池・遊水地・地下貯留施設・ため池・雨水マスといった貯留施設の整備が示されているが、これらについては河川管理者が主導すべきではないか。</p> <p>II 地域の課題</p> <p>(1)琵琶湖河川事務所管内</p> <p>1)湖岸域の浸水被害の特性に配慮して頻度を分けて浸水区域を示すことは新しい試みであり評価する。今後計画的に作成作業を進めその成果をまちづくりに生かす手順や方策を確立することが肝要である。</p> <p>2)浸水箇所看板の設置については、実効性をより高めるため設置場所(枚数)、表示情報、デザインなどについてさらに検討を加える必要がある。</p> <p>(2)淀川河川事務所管内</p> <p>1)土地利用の規制や誘導は場所によっては水害防止の上で非常に効果的と考えられる。したがって、このような問題に積極的な自治体と協働ないし支援する形で継続的な取り組みを行っていくべきである。</p> <p>2)草津市の浸水対策条例のように、市町村には義務条項を設けた防災のための処置を行うことはかなり有効性が高く、今後他の自治体でも同様の動きがでるように働きかけることも重要である。</p> <p>3)他地域でも同様の事例があれば参考にすることは有効であり、他の河川事務所との情報交換も今後積極的に行う必要があると考えられる。</p> <p>(3)木津川上流河川事務所管内</p> <p>1)浸水の常襲地区である上野盆地では、市民の多くが安全地に居住していることもあって、危</p>			

險意識が薄れている。道路や農道に二線堤機能をもたせて、氾濫水の拡大を防ぎあるいは遅らせることがとくに重要である。

- 2) 浸水実績や想定氾濫水位を電柱などに表示して、洪水氾濫の危険性を住民に周知徹底させるべきである。
- 3) 山地部では土砂災害の危険性が高い。関係自治体と連携して住民の防災意識を高める必要がある。

(4) 猪名川河川事務所管内

- 1) 猪名川流域は総合治水特定河川に指定されており、流域内の保水貯留機能の強化については先行して早い段階から多くの施策が実施されているが、さらに強力に進める必要がある。
- 2) 狭窄部上流の多田地区については浸水実績および氾濫想定水深の表示を増やし、洪水氾濫の危険性を住民に周知徹底させるべきである。
- 3) 下流の猪名川と藻川に囲まれた島の内地区は閉鎖性氾濫域であり、下流端に排水用樋門を設けて氾濫水の速やかな排出を図る必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川

<平成 17 年度事業進捗報告への意見>

高規格堤防は、1987 年 3 月の河川審議会の答申を受けて、破堤による壊滅的な被害を回避するための超過洪水対策として実施されるようになったもので、整備内容シートにはその効用として「大洪水もこわくない」「地震にもつよい」「(横断方向の)連続性の確保」「新しいまちづくり」を挙げている。

高規格堤防は堤防幅をきわめて広くすることにより、越水しても全体が破壊される恐れは小さく、地震があっても壊れ難いことは確かである。しかし、まちづくり計画と一体となった調整を図る必要があることから実施までに長期間を要し、概算事業費も 100～300 億円/km と一般的な堤防補強の約 10 倍と莫大であるため、連続堤としての完成の目途が立たない、まちづくり計画との調整が図られた地区から実施されるため治水上必要な箇所が選択されるとは限らない、といった難点がある。たとえば、これまでの暫定完成地区、継続実施地区、調整中あるいは調整済地区は淀川本川の両岸に離散しており、治水上の必要性から優先的に実施したものではない。

高規格堤防は優れた治水機能をもつため、委員会はその実施に異を唱えるものではないが、上記のほかにも用土の確保にも問題があることを指摘しておきたい。すなわち、高規格堤防の実施には大量の土砂を必要とする。これまではトンネルなどの建設残土を利用することにより入手が比較的容易であったが、建設事業の伸び悩みが予測される将来においては築堤土砂の入手は困難になる可能性が高い。新たな土取場からの入手を予定するならば、そこでの環境破壊が見逃せない。

このような状況から、将来の治水を高規格堤防のみに期待することは許されず、堤防補強を併用して可及的速やかに必要箇所の堤防補強を実施する必要がある。

高規格堤防の実施地区としてより重要な地区を優先するのは賢明な選択であり、地下街や地下鉄網が発達した大阪駅および京橋駅周辺を包括する氾濫域の洪水被害を回避・軽減するため淀川左岸下流地区を実施地区とすることは妥当と判断するが、流域対応の併用などにより非実施地区の治水安全度を確保することを怠ってはならない。

なお、高規格堤防を実施する場合、地権者には、工事中の利用が制限されるという不利益があるものの、地価が上昇するため、工事後の利用内容によっては莫大な利益を得ることになる。したがって、著しい不平等を生じないように配慮する必要がある。また河畔林などにより川らしい景観を演出することも重要である。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-1	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(高見)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>高見地区の高規格堤防は都市公団の集合住宅建設との一体整備および道路嵩上げをしようとするものであるが、堤防延長 80mに対して全体事業費は約 56 億円(7000 万円/m)ときわめて莫大である。これだけの高額な事業費をかけて実施する必要性を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-2	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(大庭)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>大庭地区の高規格堤防は大阪府庭窪浄水場と共同して整備しようとするものであるが、堤防延長 85mに対して全体事業費は約 32 億円(3800 万円/m)ときわめて莫大である。これだけの高額な事業費をかけて実施する必要性を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-3	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(点野)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>点野地区の高規格堤防は水防拠点として実施しようとするものであるが、堤防延長 120mに対して全体事業費は約 57 億円(4750 万円/m)ときわめて莫大である。これだけの高額な事業費をかけて実施する必要性を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-4	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(新町)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>新町地区の高規格堤防は工場跡地を病院建設と一体となって整備しようとするものである。堤防延長 610mに対して全体事業費は約 46 億円(750 万円/m)と他地区に比べて安価であり、この事業は適切であるが、事業の必要性を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-5	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(江川)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>江川地区の高規格堤防は工場の立替計画および土地区画整理事業と一体・共同して整備しようとするものであるが、堤防延長計640mに対して全体事業費は約186億円(2900万円/m)ときわめて莫大である。これだけの高額な事業費をかけて実施する必要性を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-6	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(牧野北)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>牧野北地区の高規格堤防は廃校となった北牧野小学校の跡地利用と一体となって整備しようとするものであるが、堤防延長240mに対して全体事業費は約21億円(900万円/m)であり、事業は適切である。跡地利用の内容を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-7	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(海老江)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>海老江地区の高規格堤防は土地利用と一体となって整備しようとするもので、地権者ならびに関係行政機関と調整中である。事業を実施する必要性を説明するとともに、予定事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-2-8	5.3.1(1)	淀川高規格堤防整備事業(津の江)	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>津之江地区の高規格堤防は、支川芥川の女瀬川合流点付近にある大阪府営住宅の跡地整備と一体となって整備しようとするものであるが、堤防延長440mに対して全体事業費は約41億円(930万円/m)である。事業の必要性および跡地利用の内容を説明するとともに、事業費の内訳および負担配分を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3	5.3.1	治水事業(堤防補強)	近畿管内・直轄河川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>現在の堤防は防災構造物としての安全性について必ずしも十分な信頼性を有しているとはいえないため、いかなる大洪水に対しても壊滅的被害を回避・軽減できるように、堤防を補強して破堤しないようにすることが河川管理者にとっての責務であり、最優先に実施すべき喫緊の課題である。</p> <p>1) 河川管理者は高規格堤防を最も望ましい堤防強化工法と断定しているが、まちづくりと一体となって調整できた場合に実施可能となるため、連続堤としての完成の目途が立たず、事業費も 100～300 億円/km と高額なため、高規格堤防のみに依存するのは不適切である。</p> <p>2) 現存の堤防に腹付け盛土・ドレーン工・護岸工・張り芝などを施す堤防補強は、事業費が約 18 億円/km と比較的安価であり、用地の取得も少なくすむため、当面の対策としては最も有力な方法である。ただし、対象とする外力を浸透と侵食に限定し、破堤の最大原因となっている越水が対象外としていることは由々しき問題である。耐越水堤防の技術にはまだ不十分な面があるが、その開発に努力しなかった河川管理者の責任は重大である。可及的速やかに耐越水堤防の開発と実用化に取り組む必要がある。</p> <p>3) 緊急堤防補強区間として、既往最大洪水に対して危険でかつ破堤した場合に被害が大きいあるいは堤防に接して人家が密集した区間、琵琶湖後期放流において浸透破壊を考慮する必要のある区間が対象とされているが、調査区間を今後は全区間に拡張し、必要と判断された区間の堤防補強を積極的に行う必要がある。なお、必要性の調査がはかどるよう調査方法の改善策についても検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3-1	5.3.1	治水事業(堤防補強)	淀川本川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>淀川本川の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <p>1) 淀川左岸側下流については、詳細点検済み区間について浸透と洗掘に対する対策を優先的に進め、平成 18 年度完成予定であり、左岸側上流、右岸側については平成 26 年完成を目標にしているようであるが、年次別のより具体的なスケジュールなどを公表すべきである。</p> <p>2) 緊急堤防補強区間外の点検も平成 17 年度に完了しているはずであるから、新たに判明した要対策区間と対策実施のスケジュールを速やかに公表する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3-2	5.3.1	治水事業(堤防補強)	宇治川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>宇治川の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <p>1) 宇治川は全川緊急堤防補強区間に位置づけられているが、調査を終え、左岸側より平成 18 年度から概ね 10 年間で浸透破壊に対する補強工事を始めることは評価できる。しかし、より詳細なスケジュールを示し、速やかに実施する必要がある。</p> <p>2) 越水に対する堤防補強対策の研究・技術開発が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3-3	5.3.1	治水事業(堤防補強)	桂川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>桂川の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <p>1) 緊急堤防補強区間に位置づけられている区間については、浸透および侵食に対して、平成 17 年度に対策が完了した。</p> <p>2) 緊急堤防補強区間外の点検も平成 17 年度に完了しているはずであるから、新たに判明した要対策区間と対策実施のスケジュールを速やかに公表し、実施する必要がある。</p> <p>3) 越水に対する堤防補強対策の研究・技術開発が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3-4	5.3.1	治水事業(堤防補強)	木津川下流
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>木津川下流の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <p>1) 緊急堤防補強区間の要対策区間のうち、右岸側下流より浸透、侵食対策を進めており、右岸側は平成 18 年度対策完了予定であるが、全川の対策完了予定は平成 26 年とされている。</p> <p>2) 緊急堤防補強区間外の点検も平成 17 年度に完了しているはずであるから、新たに判明した要対策区間と対策実施のスケジュールを速やかに公表する必要がある。</p> <p>3) 越水に対する堤防補強対策の研究・技術開発が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-3-5	5.3.1	治水事業(堤防補強)	猪名川(地点:戸ノ内)
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>猪名川の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 浸透、洗堀に対する堤防補強が実施されているが、越水すると破堤により壊滅的な被害をもたらすことを考えると、越水対策はきわめて重要である。浸透、洗堀に対する強化は必須であるが、さらに越水してもこわれにくい堤防強化に踏み込んだ取組みが望まれる。 2) 越水対策における法令および技術的制約を点検し、破堤しない技術を含め鋭意検討していくべきである。 3) 藻川と猪名川に囲まれた地域は閉鎖性氾濫域であるが、絶対に破堤してはならない地域である。こういった地域では住民の不安に対応するためにも越水対策を考えていくべきである。藻川と猪名川にどのような流量配分をするかの検討にあたっては考慮を希望する。 4) 下流域では猪名川と神崎川が合流する。関係府県との整備計画の整合性が必要であり、調整を進める必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-4	5.3.1	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>琵琶湖後期放流の影響区間における堤防補強では、とくに高水位の状態が長時間にわたって継続することを考慮する必要があるが、侵食対策も当然必要である。超過洪水が発生する可能性もあるので、越水についても早急に対象とする必要がある。</p> <p>とくに宇治川塔の島地区のように河積の小さな区間では、川表側の腹付け盛土は避けるべきであり、その区間に相応しい構造を用いなければならない。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-4-1	5.3.1	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見> 治水-3-2に同じ</p> <p>宇治川の堤防補強についてはつぎの事項に留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 宇治川は全川緊急堤防補強区間に位置づけられているが、調査を終え、左岸側より平成18年度から概ね10年間で浸透破壊に対する補強工事を始めることは評価できる。 2) より詳細なスケジュールを示し、速やかに実施する必要がある。 3) 越水に対する堤防補強対策の研究・技術開発が必要である。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-4-2	5.3.1(1)	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	瀬田川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 琵琶湖後期放流影響区間の瀬田川洗堰下流区間については高水位の継続による堤体浸透による破壊を阻止する工法の検討、地下水位モニタリングが順調に進み、一部ドレーン工による補強対策が実施されていることは評価できる。</p> <p>2) 「瀬田川堤防補強検討委員会」においてこの成果を検討し、工法の是非を検討し、全対策必要区間の補強を早急に行う具体的な堤防補強の整備スケジュールを示す必要がある。</p> <p>3) その際、可能であれば、効果的なモニタリングを伴う人工洪水などを用いることを検討すべきである。補強工事や、護岸等の施工に当たっては、生物の生育・生息環境に十分配慮しなければならない。</p> <p>4) 法面の植生については外来植生を利用しないで、在来植生を用いるべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-5	5.7.2	狭窄部上流の浸水被害の軽減	桂川、木津川上流、猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 浸水常襲地区である桂川保津峡上流亀岡地区、木津川岩倉峡上流上野地区および猪名川銀橋上流多田地区での浸水被害の回避・軽減は重要であり、当面実施できる対策から早急に実施すべきである。</p> <p>2) 大戸川ダムおよび余野川ダムが、「淀川水系5ダムについての方針」において「当面実施しない」とされたにもかかわらず、亀岡地区および多田地区の治水対策に組み込まれている。最新の方針と整合するよう変更すべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-5-1	5.3.1	上野遊水地事業	木津川上流
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>平成25年度を目標として遊水地を完成させるべく、周囲堤の整備を着実に進めていることについては一定評価する。今後の課題として、岩倉峡の流下能力をより高い精度で明らかにし、遊水地の諸元を再検討する必要がある。</p> <p>1) 岩倉峡の流下能力については、専門家による検討会を設置して検討したが、未だ解明されていない。この問題は川上ダムの計画にも大きな影響を及ぼすきわめて重要な問題である。</p> <p>2) 遊水地の水理機能についての重要検討事項は、既定の遊水地の機能をどうすれば高められるかである。これまでの検討はすべて「この水位になったら氾濫する」という仮定に基づいた氾濫量だけで検討しているため、水理的に見るときわめて不十分である。これまでの模型実験のように単に越流係数・流量係数を求めるだけではなく、3次元水理模型による実験的検討が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6	5.3.1(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには瀬田川洗堰からの放流量の増大が有効である。洗堰からの放流量を増大させるには、①洗堰下流の河道掘削、②鹿跳溪谷の流下能力の増大、③天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、④塔の島地区の流下能力の増大、⑤洗堰バイパス水路の流下能力の増大、といった一連の事業が有効である。</p> <p>これらの事業の実施に先立って、専門家の指導・助言を得ながら環境に及ぼす影響を把握しようとしていることは評価できる。</p> <p>沿岸の浸水被害の軽減については、沿岸における流域対応の併用が重要であり、浸水想定区域を公表したことは評価できる。さらに土地利用の規制・誘導や建物耐水化などの施策をより強力に進める必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6-1	5.3.1(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減(瀬田川宇治川の掘削)	瀬田川、宇治川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するための一連の事業に含まれる宇治川および瀬田川の掘削については、事業全体のスケジュールのなかで個々の事業の進捗状況を報告する必要がある。</p> <p>宇治川塔の島地区の掘削については、当初の掘削計画を大幅に縮小しようとする努力は評価するが、流れを阻害する既設構造物の撤去を行って、掘削量のさらなる縮小をはかる必要がある。塔の島地区河川整備に関する検討委員会を設けて河道掘削法などについて審議していることは評価するが、審議の経過報告が必要である。</p> <p>1) 瀬田川の洗堰下流の河道掘削は平成10年から実施されているが、実施計画を示して継続する必要がある。また、瀬田川に望ましい生物の生息環境を河道掘削後にどう保全・再生するか検討する必要がある。</p> <p>2) 「琵琶湖沿岸浸水被害軽減」として、後期放流能力向上事業以外の流域対応のいくつかは報告されているが、いずれも適切である。今後、自治体との協働を進めて、実効を挙げる必要がある。</p> <p>3) 鹿跳溪谷流下能力増強、天ヶ瀬ダム再開発、宇治川河道掘削については、進捗状況の報告がないので意見を保留する。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-6-2	5.3.1(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減(瀬田川洗堰バイパス水路の活用)	瀬田川、宇治川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>洗堰バイパス水路活用のための検討は概ね適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7	5.3.1	治水事業(一連区間整備)	直轄河川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>河川整備の方針として、下流の破堤の危険性を増大させる無堤部の築堤等は、下流の河川整備の進捗状況等を見て判断することを原則としつつ、一連区間の整備のもとでごく一部の区間が未整備の場合は事業の完了を図るとしていることは妥当である。ただし、事業の下流への影響等についての検討結果は速やかに公表する必要があるにもかかわらず、これまで十分だったとはいえない。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-1	5.3.1(3)	隠元地区堤防整備	宇治川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>隠元橋の架橋を京都府の道路事業と共同で実施し、隠元地区一連区間の堤防整備を継続実施することは適切であるが、旧堤の撤去については速やかにその方針を示す必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-2	5.3.1(3)	大下津地区堤防拡幅	桂川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>桂川の流下能力を増大するため大下津地区の堤防を引堤する事業を継続実施することは適切である。工期の短縮化が望まれる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-3	5.3.1(3)	小谷地区浸水対策	木津川下流
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>木津川左岸の加茂町小谷地区の築堤を平成17年度に概成したことは適切である。盛土部分に変形が発生しないかを一定期間監視する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-4	5.3.1(3)	川西池田地区築堤	猪名川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>1)川西池田地区の築堤事業は計画通り実施する必要がある。ただ、自然環境的な面から見れば、絹延橋上流の無堤区間の護岸がコンクリートで固められ、植生が全く育たない。環境に対する配慮が不足している。</p> <p>2)この地区に築堤すれば下流が危険になるが、当該地区が長年無堤地区であったことの歴史的、社会的背景とともに、築堤整備を進めても下流河道の安全度確保がはかれることを検討し、明記することが望ましい。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-5	5.3.1(3)	芥川大橋の架替	芥川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で実施したもので、事業は適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-6	5.3.1(3)	大津放水路	大津放水路
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>大津放水路は、琵琶湖に流入する8河川の洪水を地下に集めて、瀬田川に直接流そうとするもので、急激な都市化が生んだ苦肉の策である。水路内の管理を適切に行い、瀬田川的环境に悪影響を与えないように注意する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-7	5.3.1(3)	草津川放水路	草津川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>典型的な天井川であった旧草津川を掘込河川化したもので、事業は適切であるが、環境および地下水への影響などの「調査」・「モニタリング」を継続して実施する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-8	—	野洲川(三上地区)	野洲川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>野洲川の大山川合流点上流の堤防を整備する事業で、概ね適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-7-9	5.3.1(3)	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>阪神西大阪線淀川橋梁は、高潮を含む洪水流下の障害となるばかりでなく、危険が予測される場合には陸閘で交通が遮断される。早急な改築が必要と考えられるが、まちづくりとの調整が必要なおうえ、経費も莫大なため、改築に向けての計画立案の見通しが全く得られていないのは問題である。早急に何らかの対処を図るべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-8	5.3.2	治水事業(高潮対策)	淀川
<p><平成17年事業進捗報告への意見></p> <p>淀川本川下流には桁下が低い橋梁が、伝法大橋、阪神西大阪線、淀川大橋と3橋もある。これらの嵩上げには周辺の土地利用との調整や莫大な費用がかかるため、河川整備との優先度を十分に判断して実施する、実質先送りとするのは止むを得ない選択であるが、早期の実施を目指して現在の枠組みを超越した取組みを検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-8-1	5.3.2	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>阪神西大阪線淀川橋梁は、高潮を含む洪水流下の障害となるばかりでなく、危険が予測される場合には陸閘で交通が遮断される。早急な改築が必要と考えられるが、まちづくりとの調整が必要なおうえ、経費も莫大なため、改築に向けての計画立案の見通しが全く得られていないのは問題である。早急に何らかの対処を図るべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-8-2	5.3.2 5.3.3	陸閘操作時間の短縮化の実施(淀川大橋)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>わが国の最重要地域の一つである阪神地域に、いまだに陸閘が存在すること自体が由々しき問題であり、抜本的対策として解消に向けた取組みが望まれる。</p> <p>陸閘が解消されるまでの暫定対策として、開閉操作時間の短縮を図ることは重要であるが、鉄道および道路の閉鎖時間は交通規制に要する時間に主として支配されていることを考慮すると、交通閉鎖時間(閉鎖時期および閉鎖解除時期)の短縮についての対策が必要である。</p> <p>なお、陸閘の問題は、淀川本川(直轄区間)だけでなく、他の河川についても対策を進める必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-8-3	5.3.3	高潮対策事業(右岸 0.6k-0.8k の高潮対策)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>右岸側の計画堤防高不足区間のうち、早期対策が必要な 0.6-0.8km の区間については速やかな対策の実施が望まれる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9	5.3.3	治水事業(地震等総合的防災対策)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>地震等への総合的防災対策としての緊急用河川敷道路・緊急用船着場・淀川大堰閘門などは従来の治水の範疇にはなかったが、災害対策という視点から広義の治水に組み入れたことは適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9-1	5.3.3(1)	緊急用河川敷道路整備	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>緊急用河川敷道路を整備することは、災害時に一般道路が混雑した場合でも迅速に対応することを可能にするという利点がある。一般からの平常時の利用の要求に対しては、緊急用であることへの理解に努めるとともに、看板等で積極的に広報する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9-2	5.3.3(1)	緊急用船着場整備	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>緊急船着場の整備の必要性は理解できるが、河川舟運については環境への影響が懸念されるため、航行波の影響などを客観的に評価して、結果によっては一定限度内での舟運にとどめることを検討する必要がある。整備後の供用のあり方については、一定のルールの下に緊急時以外のボートやカヌーといった他の舟運に対しての利活用についても検討する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9-3	5.3.3(1)	地震等危機管理検討	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>舟運のための緊急用船着場、緊急用河川敷道路、防災ステーション等を地域防災計画へ反映されるよう関係機関と調整することは適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-9-4	5.3.3(1)	淀川大堰閘門設置検討	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>淀川大堰の閘門設置は舟運を支援するには必要な施設であるが、利用のニーズを的確に把握するとともに、環境・治水・利水への影響を考慮して決定する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-10	5.3.1	治水事業(河川管理施設の耐震対策)	淀川水系
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>堤防等の河川管理施設の耐震点検を実施し、必要な箇所に耐震対策を実施することは適切である。琵琶湖後期放流による長期の高水位が生じる区間については高水位時に地震が発生する可能性が他より高いので、耐震対策を実施することは適切である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-10-1	5.3.3(2)	淀川堤防耐震対策	淀川本川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>堤防の耐震対策は、堤防自体の耐震性のほかに断層や旧河川跡といった地盤との関連から実施箇所を決定する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-10-2	5.3.3(2)	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>琵琶湖後期放流の影響を受ける区間の堤防については、地震時動水圧の作用が加わる可能性が他より高いので、耐震補強の必要性も大きい。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-10-4	5.3.3(2)	淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策(毛馬)	淀川水系
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>淀川大堰や毛馬排水機場が地震による被害で機能に障害が生じれば、治水や利水にも大きな影響があるので、耐震対策を実施することは適切である。瀬田川洗堰やそのバイパス水路についても同様である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-11	5.3.3	津波対策	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>南海地震や東南海地震が近く発生すると想定される状況のもとで、河川管理施設の津波対策は緊急の課題である。可及的速やかな実施が必要である。</p> <p>大阪湾および流入河川には多数の水門・樋門・樋管などがあり、いずれかが被害を受ける可能性はきわめて高い。このためソフト対策の充実も重要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-11-1	5.3.3(3)	津波のソフト対策	淀川、猪名川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>進捗状況は概ね良好であるが、以下の検討を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新淀川の公園・高水敷利用者への避難誘導情報を伝える津波情報提供装置の未整備な地区が存在するので、計画的な整備が必要である。 2) 意識啓発については、高水敷内、河川公園、堤防上などに津波来襲時の避難情報を示す看板等の設置も必要である。 3) ハザードマップの配布とともに、堤内地の避難場所には、津波来襲時の避難先であることを示す看板等の設置と広報が必要である。 4) 沿岸部のゼロメートル地帯を中心とした地域、都心の地下街に対しては、津波、高潮、洪水災害に対する浸水想定、避難場所等の公示が必要である。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-11-2	5.3.3(3)	淀川大堰津波対策(淀川大堰)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 対策は概ね適切であり、速やかな対策の実施が望まれる。 2) 樋門、水門に対する耐震マニュアルの整備を進める必要がある。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-11-3	5.3.3(2)	陸閘操作時間の短縮化の実施(淀川大橋)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>地震発生から津波の到着までに陸閘を閉鎖できるようにしておくことは重要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
治水-12	5.3.1	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>砂防堰堤や山腹工については環境への影響を配慮した長期的視野に立った検討が必要である。とくに森林の保全・整備については関係機関との連携を図り、積極的に進展させる必要がある。</p>			

利水

【利水】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-1	5.4	利水者の水需要の精査確認	-

<平成17年度事業進捗状況報告への意見>

水需要の精査確認は、大幅に遅延したものの、結果を公表したことは評価できる。

以下に、事業進捗状況について具体的に指摘する。

- 1) 水需要の精査確認については、利水者ごとに水利用分析を行い、結果を公表することが必要である。
- 2) 淀川下流域の上水と工水の年最大取水量の合計値と既存施設の水利権量の合計値の差から日量約 250 万 m³ の未利用水が発生していることが明らかにされた。淀川水系の水利用の実態を表し、今後の水需要管理を考える上での貴重なデータであり、公表は評価できる。
- 3) 水需要予測(水需要抑制策を含む)は、京都府水道と三重県水道の結果が公表されている。また、大阪府水道についても部会において検討結果が公表された。一定の水需要抑制策を反映していることは評価できる。三重県については将来人口予測や経済開発の期待が大きすぎ予測需要量は過大になっている(川上ダムの項で意見を述べる)。大阪府は利水安全度を用いて確保すべき水源量の割り増し計算を行った結果、必要水源量が過大となる恐れがある。三重県の需要予測および大阪府の確保すべき水源量は再検討すべきである。京都府はおおむね妥当である。
- 4) 利水安全度(既存施設の供給可能量)の考え方と算出根拠を示すべきである。利水安全度は数値の取り方次第で確保すべき水源量が大きく変動し、水源計画にも大きな影響を与える。水需要抑制策とは反対に過大評価につながる恐れもあり慎重に取り扱う必要がある。また、河川管理者は、利水安全度を考慮するかしないかは利水者の責任としながらも、実際にはどのような姿勢で利水者に臨むのか懸念される。水利権許可の大権を行使する上級官庁の役割と責任は重い。この点についても、河川管理者の考えを明確に公表していくべきである。
- 5) 水利権許可状況の公表は評価できる。水利権更新を行ったものについては暫定許可を含めて審査内容をできる限り詳細に公表し、とくに利水者の水需要抑制策の審査内容を公表する必要がある。
- 6) 事業中のダムへ参画してきた利水者からの聞き取り結果の公表は評価できる。その後の経過報告を公表する必要がある。
- 7) 農業用水についても、農水省等の関係機関と協議して水利用実績、施設整備状況を精査して公表する必要がある。
- 8) 河川の正常な機能を維持する「正常流量」[維持流量]についての検討結果、とくにダムごとに決められている基準点の「基準渇水流量」と「基準年」を公表する必要がある。

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-2	5.4	水利権の見直しと用途間転用	-
<p><平成17年度事業進捗状況報告への意見></p> <p>水利権の見直しと用途間転用の方向性は評価できる。</p> <p>1) 水利権の見直しについて</p> <p>①大阪府臨海工業用水道(日量約16万m³)は廃止されたが、その水利権の処分の結果あるいは途中経過を公表する必要がある。</p> <p>②大阪府営工業用水(日量約84万m³)および尼崎市営工業用水(日量約26万m³)が転用の対象とされているが、見直し作業について公表する必要がある。</p> <p>③大阪市(日量約31万m³)、神戸市、西宮市などの工業水のすべてについてそれぞれの精査確認の結果を公表し、それぞれの見直し作業を公表する必要がある。</p> <p>④守口市他6市(日量約67万m³)、神安土地改良区(日量約37万m³)などの農業水についても同様に水利用の精査確認の結果を公表し、それぞれの見直し作業について公表する必要がある。</p> <p>2) 用途間転用について</p> <p>①工業水から上水道用水への用途間転用について、速やかに課題を整理し、作業手順を関係者に示す必要がある。</p> <p>②慣行水利権の許可水利権への切り替えおよび農業水の水道用水への転用について関係機関と協議し、結果を公表する必要がある。</p> <p>③渇水時の「水融通」など、一時転用の手法の具体化を検討し、公表する必要がある。</p> <p>④水利権と同様にダム等水源施設に係わる諸権利についても転用・譲渡等について検討し、結果を公表する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-3	5.4	既設水資源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム
<p><平成17年度事業進捗状況報告への意見></p> <p>既設水資源開発施設の再編と運用の見直しは水需要抑制の重要な施策の一つであり評価できる。</p> <p>1) 日吉ダム(桂川)の確保流量の減量について利水者間で合意がなされ、平成13年以降継続して減量運用がなされていることは評価される。運用によるダムの貯水量低下抑制への効果については平成14年の結果が示されているが、同様な環境下にある他ダムの参考に資するためにも各年の運用の実態と効果や影響等の全体像を明らかにする必要がある。瀬田川洗堰(淀川本川)、一庫ダム(猪名川)および高山ダム(木津川)についても同様の基準点における確保流量の減量について検討し、その結果を公表する必要がある。</p> <p>2) 淀川大堰および瀬田川洗堰の水需要管理のための効率的な運用操作も重要課題である。速やかに検討しその結果を公表する必要がある。</p> <p>3) 琵琶湖および既設ダム群の連携的操作、すなわち統合管理は今後の水需要管理の根幹をなすものである。統合管理の改善により渇水に備え、利水安全度の向上を図ることは河川管理者の使命であり、新たな水資源開発を抑制し将来の水需要管理への方向を示すものとして期待する。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利水-1-4	5.4	渇水対策会議の改正を調整	-

<平成 17 年度事業進捗状況報告への意見>

渇水対策会議の改正は妥当である。しかし事業進捗内容については不十分と言わざるを得ない。

1) 渇水対策会議の改正について

平成 16 年度に「渇水対策会議のあり方に関する意見交換会」が開かれただけであり、その結果やそれに基づく新たな協議会の設置方針や内容等その後の進展が現在まで公表されていない。したがって進捗状況は点検できない。新たな協議会の設置に速やかに取り組むべきである。

2) 水需要抑制の取り組みについて

現在までは住民に対する節水キャンペーンや広報が主なもので、具体的な水需要抑制の施策の提示にまでには至っておらず、住民が自ら進んで実行できる節水のための具体策とその効果を提示する必要がある。

3) 渇水調整の具体化について

①新河川法は第 53 条を改正し「渇水時における水利使用の調整」および同 53 条の 2 を追加し「渇水時における水利使用の特例」において渇水対策に取り組む具体的な指針を示している。この改正・追加の趣旨を生かす必要がある。

②前掲第 53 条の「渇水調整の早期化」については、これまでの取り組みは評価できる。前掲第 53 条では「渇水のおそれがある場合」を規定している。渇水調整の早期化のために、淀川では琵琶湖水位-90cm がそれに相当するよう運用がなされている。この技術的な根拠について利水者に説明する必要がある。

③琵琶湖水位-150cm が利用水位であり、それを超える状況を「非常渇水」と呼んで関係者と協議をすることになっている(瀬田川洗堰操作規則)。「渇水」および「非常渇水」と「異常渇水時の緊急水の補給」でいう「異常渇水」との関係性を明らかにすべきである。利水者の理解を得るためにはそれらと水利権の関係を精査し、利水者として求められる具体的な対応策を示す必要がある。

④前掲第 53 条の「水利使用の調整に関して必要な情報の提供」については、新たな協議会を早期に設置し、会議を公開するべきである。

⑤河川法第 53 条の 2 (渇水時における水利使用の特例) では、渇水時において水の融通を促進するため、手続きの簡素化がうたわれているが、この条文は生かされていない。水融通を円滑におこなうための施策を検討し、速やかに具体化すべきである。たとえば、利水者間では渇水に備えて「非常用給水管」を相互に接続して渇水時の「水融通」の拡大を図っている。利水者の水需要抑制対策の創意工夫を奨励・支援することは河川管理者の重要な施策の一つである。

利用

【利用】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-1-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	琵琶湖
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>琵琶湖における水上オートバイの利用については、県の条例はあるものの引き続き水質汚染、騒音、危険、ごみ等の問題が発生している。滋賀県との連携は重要であるが、それに頼った施策だけではなく、国として法整備など根本的な問題解決が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-1-4	5.5.1	瀬田川水辺協議会の設置	淀川本川(瀬田川)
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 対話集会を織り込みながら協議会が開催され、①散策路を中心とした楽しい水辺利用を目指し、「散策路を今後も整備していくこと」「散策路の連続性を確保する方針」および「篠部川の渡河方法」が決定事項となり、また②水辺の景観に関しては、「瀬田川の景観づくりの目標」が決定済みとなった。このように大きく具体化したことを評価する。</p> <p>2) 今後は協議会委員のみならず、水辺環境を利用する不特定多数の市民の声を反映する仕組みについても検討する必要がある。「水辺の植生」の中間とりまとめなど、論議を重ねて瀬田川のあるべき姿について提言をおこなうとしているが、このことも重要である。なお、提言のあとの実施段階でも本協議会を軸に進めていくのであれば、費用負担や既得権の変更等の問題で利害の対立が表面化する可能性があるため、そういった問題を克服すべく、河川管理者が一定のリーダーシップを発揮しつつ協議会と連携していくことが望まれる。</p> <p>3) 旧洗堰について、その歴史を後世に伝え、魅力ある場所にしていくため、関係者が、基本方針の下で活動していることは高く評価できる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-2-1	5.5.2	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>(1)琵琶湖河川事務所管内</p> <p>1)河川保全利用委員会において、占用申請に対する「審査基準」が決定されたことは、具体的な態勢整備ができたとして評価できる。</p> <p>2)現在個別の占用案件の審査が開始されているが、河川管理者が「川でなければできない利用」を目指し、「川でなくてもよい占用施設は時間をかけて縮小する」という方針を実現していくことが重要である。そのためには、保全利用委員会における審査の内容、結果等を公表し、占用施設の申請者および利用者に対しても説得力ある対応をする必要がある。具体案件の処理結果については公表すべきである。</p> <p>3)また河川管理者は、指定区間の河川管理者とも連携をとり、河川でなければできない利用が拡大するよう取り組みを強めるべきである。</p> <p>(2)淀川河川事務所管内</p> <p>1)淀川本川、木津川、宇治川、桂川の各河川で保全利用委員会が設置され、主に占用許可に関して申請者と論議の上、許可の年限や許可にともなって考慮すべき事項など、申請者を交えて公開の場で具体的に検討し結果を公表していることは評価できる。</p> <p>2)各河川において、「川でなければできない利用」を目指し、「川でなくてもできる利用」は縮小するという基本方針を実現していくことが必要である。</p> <p>(3)猪名川河川事務所管内</p> <p>1)「河川保全利用委員会」設立に向けて準備会議が開催され、利用実態の把握、課題の整理がなされていることは評価できる。総論にとどまらず、どこをどのように縮小していくか、具体策を並行して進めるべきである。猪名川では高水敷の65%が運動場として利用されている実態を可及的速やかに是正する必要がある。</p> <p>2)占用許可に際しては、適正・公平な利用が実現できるよう配慮すべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-2-2	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系各河川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1)整備内容シートには、たとえば過去3年間に発見された違法行為の件数、是正措置を講じた件数、および実際に是正された件数など具体的に示すべきである。</p> <p>2)実施計画に基づいて速やかに是正されるよう努める必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-2-4	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川
<p><平成 17 年度進捗状況報告への意見></p> <p>1) 警告等の看板を出したところから重点地域を選び、その地区については迷惑行為の排除を徹底することが肝要である。</p> <p>2) 迷惑行為の排除には、人によるパトロールは欠かせない。ボランティアの活用、付近住民の協力による活動の展開など、新たな工夫が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3-3	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 舟運のための水制工の試験施工は、たとえ試験施工といえども、実施前に現況調査に基づく環境への影響予測を行い、環境に配慮しながら実施する必要がある。</p> <p>2) 水制工の設置に伴う環境影響評価は不確定要素も大きい。今年度の試験施工については、とりあえず現況調査を行ったのち、試験的に施工して、生物への影響をモニタリングし、その結果を評価して次の計画に反映すべきである。</p> <p>3) 試験施工の結果の評価に当たっては、位況や流況、土砂の移動や堆積などの変化だけでなく、近傍のワンド等の生物の生息状況についても調査し、目標を設定のうえ評価を行うべきである。</p> <p>4) 水制工の設置後、航路の設定など多くの課題があるが、影響予測をおこない、よりよい環境が維持されるように実施することが重要である。</p> <p>5) 土砂の移動や堆積には河川流量が大きく影響するので、短期間のモニタリングで全体を推定するには相当慎重であるべきである。多少時間がかかっても十分な吟味のうえ実施することが重要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3-4	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 淀川大堰閘門は、今後の舟運を考える上では必要な施設であるが、環境へ与える影響は大きい。関係する委員会で、閘門設置位置などの諸問題について順次検討して行くことは重要であり、これまでの進め方は概ね適切である。</p> <p>2) 設置位置に関して、環境への影響を含めて総合的に考察した結果、右岸に設置するとしたことは概ね妥当である。</p> <p>3) この長大な構造物が生物に与える影響は大きい。環境への負荷をなるべく増やさない、あるいは景観を損なわない配慮が必要であり、事前調査とそれに基づく予測ならびに悪影響回避の方策などを検討する必要がある。</p> <p>4) この構造物により魚の移動に支障を来さないよう、新たな魚道の設置が必要である。魚道の設置に当たっては、大阪湾と淀川を回遊する魚種などから目標種を選定し設計をおこなうことが重要である。</p> <p>5) 建設後の供用によって、環境への負荷が増大しないよう、計画当初から舟運や水面利用のあり方も検討し確立しておく必要がある。</p> <p>6) この計画の実施にはかなりの時間を要する。検討作業が円滑に行われるように明確な手順を示すとともに、情報の開示が必要である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3-5	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討(北区・東淀川区)	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>毛馬閘門の運用については以下のことを検討する必要がある。</p> <p>1) 現行の閘門の運用は利用者のニーズに応じていない。利用者の立場に立ったより柔軟な運用に変更すべきである。</p> <p>2) 舟運に便宜を図ること自体は望ましいが、環境面に過大な負荷を与えないように、舟運と水面利用のあり方、利用規制などを同時に検討・確立しておく必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-3-6	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 船舶航行の影響として、航走波、騒音、水質などが取り上げられているが、琵琶湖では、水上バイク等プレジャーボートの航走波により、メガネサナエ、オオサカサナエなどトンボ幼虫の羽化不全が起きて激減した事実がある。淀川でもこのようなことが起きないように、トンボ類を含めた底生動物の生息状況やそれらに対する影響を調査する必要がある。</p> <p>2) 航走波の影響としてヨシ以外にも影響調査に必要な項目の設定をおこなう必要がある。必要項目設定にあたっては、過去に各地でおこなわれた航走波の影響に関する調査結果をレビューした上で設定する必要がある。</p> <p>3) 舟運による鳥類等の追い出しの影響、とくに水面利用している鳥類や水域や水際で営巣するカイツブリやバンなどへの影響も予定航路全域について調査の必要がある。</p> <p>4) 船の速度規制だけでなく舟運の総量規制やプレジャーボートなどの規制も同時に検討しておく必要がある。</p> <p>5) 船舶航行はボートやカヌー等、他の利用者に対する影響も大きいので、水面利用者全体にも配慮した安全確保のための航行ルールをつくる必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
利用-4-1	5.5.4	漁業	淀川水系各河川
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 「琵琶湖とたんぼを結ぶ連絡協議会」に関しては、環境回復と水産資源回復の因果関係が明確になるようなモニタリング調査を実施し、実態を正しく把握することが重要である。</p> <p>2) 平成 15 年から行われている「洗堰水位操作の新しい試み」は、洪水期の制限水位という領域に踏み込んでのチャレンジであり、これについては高く評価する。</p> <p>3) 洪水防御に最大限配慮する一方で、6月16日時点で水位-20cmを下回らないよう少しでも高い水位を維持するという操作方法が、水産資源の回復にもたらす効果は調査継続中であるが、調査結果が明らかになり次第公表する必要がある。</p>			

維持

【維持管理】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-3-1	5.6	樹木の伐採と管理	淀川水系
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 河道内の樹木の繁茂は、ダムによる流量制御等により河床の攪乱規模が減少したためである。抜本的な対策は、許容できる規模の出水の機会を増すことにあることに留意しなければならない。</p> <p>2) 伐採による既存の生物群への影響は無視できないものの、原則的には、河道内の樹木の伐採をすべきである。なお、伐採等治水上の管理については、住民意見を聴取の上、基準を設定することが望まれる。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
維持-3-3	5.6	河道内堆積土砂等の管理	淀川
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>1) 自然環境への配慮を前提として、治水上必要な河道内の堆積土砂の浚渫はすべきである。なお、予め河床変動の経年変化、出水時の変動予測から浚渫の要不要を判断する必要がある。</p> <p>2) 堆積土砂の浚渫に際しては、河道内の植生や瀬と淵の確保に配慮し、平坦で単調な河道にならないよう留意する必要がある。</p>			

ダム

【ダム】

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-1-7	5-7-1	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>既設ダムの再編・運用変更により治水・利水効果の検討は積極的な姿勢が評価される。</p> <p>1) 既設ダムのなかに、瀬田川洗堰および淀川大堰を利水の検討項目に加えるべきである。</p> <p>2) 木津川水系の 5 ダムは木津川ダム総合管理所(水資源機構)において総合管理され、効率的に運用されることは水需要抑制に有効であり評価できる。高山ダムと青蓮寺ダムは阪神地区へ日量約 63 万 m³ の水道水を供給しているが、阪神地区では日量約 250 万 m³ の未利用水が発生していることが「利水 1-1」の精査確認で明らかにされた。一方、同じ木津川上流では日量約 2.85 万 m³ の伊賀用水が川上ダムに計画されているが、阪神地区の未利用水の一部を転用(利水 1-2)すると新たなダム建設によらず伊賀用水の給水は可能となり、自然環境の保全や地域経済の発展からも有利性は計り知れない。既設ダムの再編・運用変更について利水者等と協議し速やかに結果を公表すべきである。</p> <p>3) 日吉ダムについては「利水 1-3」と同じ。</p> <p>4) 一庫ダムについては、制限水位方式から予備放流方式に変更するための技術的検討に着手し、予備放流量と利水容量の観点からダムの運用変更の問題点を検討すべきである。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-2-6(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	大戸川ダム
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。経過報告を速やかに公表する必要がある。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-3-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	天ヶ瀬ダム
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>京都府は見直しにより、水需要予測を日量 20.45 万 m³ から日量 17.18 万 m³ に下方修正し、不足量 0.6m³/s を天ヶ瀬ダム再開発に引き続き参加する予定としていることは概ね妥当である。</p>			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-4-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	川上ダム
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <p>川上ダムの目的の一つに伊賀用水の新規利水が挙げられている。「ダム以外の実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ・・・」の重要な論点である。その一部は「ダム-1-7」で取り上げているので、つぎの方策と併せて早急に検討し、結果を公表すべきである。</p> <p>伊賀用水と阪神地区利水との水利調整は、川上ダム建設との比較をするまでもなく有利性は高い。伊賀用水を川上ダムに求めない方策の検討に努めなければならない。</p> <p>以下の諸点を挙げるので、「平成18年度事業」および「整備計画原案」に反映すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三重県は需要予測を再計算し下方修正を行い、それを河川管理者はさらに精査してより低い数値を出している(4/20)ことは評価できる。しかし、経済産業省が行った「2030年時点の経済規模予測」に照らしても過大な投資になると懸念される。約10万人の地方小都市にとってダム建設を伴う約300億円の水道拡張事業はきわめて過大な財政負担になる。既存水源の保全と有効活用こそが最優先課題であり、水需要予測を再検討するよう三重県に働きかけるべきである。 2) 木津川および柘植川、服部川の合流点の岩倉水位観測所における流量分析を行い、川上ダムにかかわる基準点を岩倉に移し基準渇水流量を再計算し、比較的流量の豊富な柘植川と服部川を含めて自流取水が可能かどうか優先的に再検討するべきである。 3) この地区には多数のかんがい用水があり、農業用水との水利調整をまず始めに着手すべきである。農業用水(慣行水利権)における水利用の変化の実態がこの地域の利水管理に影響を与えるほどのものかどうか、について調査結果を公表する必要がある。 4) 木津川上流の高山ダムと青蓮寺ダムから阪神地区に給水されているが、未利用水の発生が確認されている。これらの既存ダムの水利転用を含む水利調整が必要である。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-5-5(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	丹生ダム
<p><平成17年度事業進捗報告への意見></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。経過報告を速やかに公表する必要がある。 2) 「丹生ダムに予定していた異常渇水時の緊急水の補給のための容量を琵琶湖に確保する・・・琵琶湖水位低下抑制対策として寄与する」としている。「利水1-4」で述べたように、淀川水系における「異常渇水」の内容が不明であり、概念を整理して説明する必要がある。 3) 「高時川・姉川の瀬切れ対策については別途琵琶湖からの逆水による補給で対応する方向」について、事業進捗内容の説明はされていない。早急に内容の説明をする必要がある。また、高時川の農業用水(許可水利権)における渇水の頻発と基準点確保流量に整合性がとれていないと指摘されている。これについては検討するまでもない。ただちに、内容を公開するべきである。 			

シートNo.	章項目	事業名	河川名
ダム-6-4(利水-1-1)	5.7.2	利水者の水需要の精査確認	余野川ダム
<p><平成 17 年度事業進捗報告への意見></p> <p>利水者の撤退が明らかとなり、河川管理者との協議が進められている。経過報告を速やかに公表する必要がある。</p>			

意見の提出について

委員 金 盛 弥

整備内容シート並びにこれに対する委員会の「意見」については意見があり、黙過しかねますのでここに少数意見として提出します。よろしくお取り扱いの程お願いします。

1 整備内容シートで示されるべき内容について

整備内容シートに掲載されている事業は関係地域にとって極めて重要な事業であり、かつ長期にわたるものが多くあります。したがって各事業は達成目標が定められ計画的戦略的に整備が進められている筈であります。シートではこれが必ずしも明らかではありません。このため年度の整備内容にもまして重要と考えます事業の進捗度や課題が不明でありこの視点に立った評価ができ難いものとなっております。たとえば、

- 1) 「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」のための瀬田川の掘削、鹿跳溪谷の対策、天ヶ瀬ダムの再開発、宇治川の改修は夫々の事業計画や達成目標が明らかでないばかりでなく一連の事業としての戦略が示されていません。
- 2) 「堤防補強」は、淀川本川と三支川の上下流関係や左右岸の事情等が考慮されて進められていると推察しますが、そのことが理解できる全体を総括した戦略的な施工計画が示されていません。
- 3) 「高潮対策」の低い橋梁の嵩上げについては、本川全体の治水的視野で戦略が構築され取り組まれていると思いますが、これが明らかではありません。
- 4) 「水害に強い地域づくり協議会」、「耐震対策」、「津波対策」、「砂防堰堤、山腹工」については、達成目標並びにこれに対する進捗度が明らかではありません、などであります。したがってシートの記載内容は、事業の概要と目標、当該年度の成果、進捗度、課題等が理解できるものとなるよう改善を希望します。

2 委員会の意見について

とくに以下の5点については意見を異にします。

- 1) 「想定外の規模の水害対策について無力であったこれまでの河道内のみを対象とした洪水対策」(治水 - 1-1)、と断じること
- 2) 「高規格堤防を実施する場合、地権者には、…(中略)…地価が上昇するため、工事後の利用内容によっては莫大な利益を得ることになる。したがって著しい不平等を生じないように配慮する必要がある」(治水 - 2)、とすること
- 3) 「大津放水路は、……急激な都市化が生んだ苦肉の策である」(治水 - 7-6)、と評すること

- 4) 「淀川大堰の閘門設置は舟運を支援するには必要な施設であるが、……………」(治水 - 9 - 4)、との閘門設置に対する認識
- 5) 「河道内の樹木の繁茂は、ダムによる流量制御等により河床の攪乱規模が減少したためである」(維持-3-1)、と断じること

意見を異にする事由等は以下のとおりであります。

1) について。

(本文は字句に誤用がありますが、それは措きます)淀川水系では計画対象洪水を越える規模の洪水によってたびたび堤防が決壊し大災害が発生していますが、このことをもってそれまでの河川対応の治水対策が想定外の洪水に対して「無力」であったとは考えません。「無力」であった(破堤した)のは建設された堤防の機能に不足があったからであり、堤防に十分な強度があれば氾濫量(氾濫域)が減少するなど相当の効果が発揮されたであろうことは想像に難くありません。

2) について。

公共事業は地域の安全や利便の向上のため施行されるものでありますが、事業の施行によって事業の協力者や周辺地域など特定のものが結果において受益に与ることは珍しいことではなく、またこのことは社会にも受け入れられてきていると理解しております。したがってこの特定の者等の受益が著しいとされるときにこれを不平等としてその解消をもとめるならば、その限度や解消の方策等がもう少し具体的に示されねばならないものと考えます。

3) について。

治水事業の達成には財政的・社会的な制約があり長い時間が必要であります。このため都市河川の治水対策は都市化の波に追随せず、すなわち流域の開発に先行したあるいは調和した形では進められず、一定規模以上の開発に際しては流量増を抑制する措置等現実的な対応がとられてきたのであります。天津放水路もこのような事情にあるなか機が到来して抜本的な治水対策が実施される運びとなったものと理解しています。

4) について。

「上下流の往来は自由である」ことが河川本来の姿であります。淀川は淀川大堰によって上下流の往来が不可能となっております。これは淀川のような都市域を流れる大河川においては大きな損失であります。不可欠な河川管理施設であるとの認識に立って残された課題の検討作業を円滑に進められ建設への明確な手順が早期に示されなければならないと考えます。

5) について。

ダムのない河川においても河道内に樹木は繁茂しております。繁茂しているのは管理の不行き届きないしは放置等の結果であり、また意図的な保全によるものであり、畢竟河川管理の結果であると考えます。

以上

